

令和 3 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(第 1 次)

会 計 課
防 災 危 機 管 理 室
市 民 協 働 部
都 市 整 備 部
消 防 本 部 ・ 消 防 団
教 育 委 員 会

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和3年度第1次）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 会計課、防災危機管理室、市民協働部、都市整備部、消防本部・消防団、教育委員会

3 監査の実施期間

令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和3年8月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和3年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第14項）。

【監査項目】

一般会計

(会計課)

- 1 有価証券等の出納管理

(防災危機管理室)

[歳出]

- 1 地域防災力強化事業費

[物品]

- 2 物品の管理（災害備蓄品を除く）

(市民協働部)

[歳入]

- 1 貸地料 (地域コミュニティ推進課)
(1) 市民活動等多目的交流施設敷地貸付収入
- 2 公民館使用料 (生涯学習課)
- 3 貸地料 (生涯学習課)
(1) リフレスおおむた敷地貸付収入
(2) 文化会館敷地貸付収入
(3) カルタックスおおむた敷地貸付収入
- 4 夜間照明施設使用料 (スポーツ推進室)
(1) 甘木中学校校庭 (中学校使用料)
(2) 諏訪公園テニスコート (保健体育使用料)

[歳出]

- 5 校区まちづくり交付金 (地域コミュニティ推進課)
- 6 青少年教育事業費 (生涯学習課)
(1) 家庭教育費
- 7 男女共同参画センター管理運営費 (人権・同和・男女共同参画課)

[物品]

- 8 物品の管理 (地域コミュニティ推進課、生涯学習課)

(都市整備部)

[歳入]

- 1 公園使用料 (都市計画・公園課)

- 2 道路占用料 (土木管理課)
3 住宅使用料 (建築住宅課)

(1) 市営住宅駐車場使用料

[歳出]

- 4 河川維持工事費 (土木建設課)
5 老朽危険家屋除却促進事業費補助 (建築住宅課)

[物品]

- 6 物品の管理 (土木管理課、国土調査室)

(消防本部・消防団)

[歳入]

- 1 消防署敷地貸付収入 (総務課)

[歳出]

- 2 消防活動管理費 (総務課)

[物品]

- 3 物品の管理 (消防本署)

(教育委員会)

[歳出]

- 1 少人数学級編制・少人数授業推進事業費 (学校教育課)

- 2 施設管理委託料 (学務課)

(1) 警備業務委託料

(2) 浄化槽維持管理業務委託料

(3) 自家用電気工作物保安業務委託料

(4) 昇降機点検業務委託料

- 3 学用品費等扶助 (学務課)

[物品]

- 4 物品の管理

(学校教育課(指導室)、大牟田中央小学校、白川小学校、宅峰中学校、歴木中学校)

【個別指摘事項】

一般会計

(都市整備部)

1 公園使用料 (都市計画・公園課)

宮浦公園墓地の占用許可について、「都市公園占用許可申請書」により申請を受け、公園使用料を徴収している事例があった。宮浦公園墓地については、大牟田市墓園条例施行規則に規定する「墓園内土地使用許可申請書」により申請を受け、墓園敷地使用料を徴収すべきである。

条例等に沿った適切な使用料の徴収を行われたい。

2 道路占用料 (土木管理課)

平成30年度に実施した定期監査において、平成29年12月に道路占用料徴収条例の一部改正が行われた際に条例第2条第2項の改正漏れが2か所あるため、次回条例改正の際に改正を行うよう指導していた。

しかしながら、令和元年6月に条例を改正したにもかかわらず、この誤った2か所の改正は行われていなかった。道路占用料徴収条例は、占用料徴収事務の根幹をなすものであることから、誤った状態を解消するためにも速やかに条例の改正を行われたい。

3 市営住宅駐車場使用料 (建築住宅課)

(1) 自動車保管場所使用承諾の証明手数料について

大牟田市営住宅条例第69条では、市長は、自動車の保管場所を確保していることを証する書面を交付したときは、自動車保管場所使用承諾の証明手数料300円を徴収することになっているが、現在は、指定管理者名で保管場所使用承諾証明書が発行され、証明手数料が徴収されていない。承諾証明書は保管場所の所有者又は委託を受けた管理者の責任において発行することになっているが、あくまで保管場所としての使用を承諾している者は市であり、何の定めもないまま指定管理者名での発行は不適切である。

(2) 市営住宅駐車場使用料の事務処理について

大牟田市営住宅駐車場設置要綱(以下「要綱」という。)に沿った事務処理がなされていない、以下のような事例が見受けられた。

・要綱に基づいて自動車車検証の写しを添付する旨の記載があるが、要

綱には申請書以外の書類を提出する定めはなく、申請書の様式も定められていない。

- ・使用者に交付する許可書等の名称が要綱と違っていた。
- ・要綱第7条では、届出事項に変更があったときは、直ちに市営住宅駐車場使用変更届を提出しなければならないと規定されているが、変更届の様式も定めておらず、また、要綱どおりの運用もされていない。事務処理については、要綱等に定められた様式を使用し適切に運用するとともに、要綱等に沿った適正な事務処理に努められたい。

(教育委員会)

1 少人数学級編制・少人数授業推進事業費 (学校教育課)

「大牟田市職員の勤務時間の基準及び休暇等に関する規則」に定めてある有給休暇の付与及び「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則」に定めてある通勤付加報酬が「非常勤講師の勤務条件等に関する要領」に規定されておらず、任用通知書の勤務条件の内容が不十分なものとなっていた。

規則に沿った要領を整備するとともに、非常勤講師との労働契約に際し任用通知書に勤務条件等を適切に明示し、法令等に基づく適正な任用に努められたい。